

注) 資料中の下線や吹き出しは
障がい福祉課で追記したものです



こどもまんなか
こども家庭庁

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

令和5年12月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

はじめに

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和6年度報酬改定」という。）に向けて、本年5月よりこれまで17回にわたって議論を行うとともに、この間に、49の関係団体からヒアリングを実施した上で、各サービスの報酬等の在り方について検討を積み重ねてきた。
 - これまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、令和6年度報酬改定の基本的な方向性について取りまとめることとした。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- <報酬改定における主要事項>
- I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
 - 1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
 - 2 医療と福祉の連携の推進
 - 3 精神障害者の地域生活の包括的な支援
 - II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
 - 1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
 - 2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
 - III. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し
- 具体的な改定内容（施行時期を含む）については、診療報酬や介護報酬における対応等を踏まえつつ、今後の予算編成過程を経て決定されるものである。

【これまでの開催実績】

- 第28回：令和5年5月22日 今後の検討の進め方について
- 第29回～34回：7/12・7/21・7/25・7/31・8/3・8/9 関係団体ヒアリング
- 第35回：令和5年8月31日 ヒアリングまとめ、主な論点（案）
- 第36回：令和5年9月19日 個別検討（訪問系サービス）
- 第37回：令和5年9月27日 個別検討（短期入所、施設入所支援、生活介護）
- 第38回：令和5年10月11日 個別検討（就労系サービス）
- 第39回：令和5年10月18日 個別検討（障害児関係）
- 第40回：令和5年10月23日 個別検討（共同生活援助、地域生活支援拠点等）
- 第41回：令和5年10月30日 個別検討（計画相談支援、障害児相談支援等）

- 第42回：令和5年11月15日 個別検討（就労選択支援）、経営実調結果の公表
- 第43回：令和5年11月29日 横断的事項（人材確保・業務効率化等）
- 第44回：令和5年12月6日 報酬改定の基本的方向性の整理・取りまとめ

【今後のスケジュール（予定）】

- 令和5年12月：令和6年度政府予算編成
- 令和6年2月：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（案）の取りまとめ
- 3月：関係告示の改正、通知等の発出
- 月：改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

令和6年4月から適用との通知がありました

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

基本的な考え方

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため意思決定支援を推進する。
- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

主な改定項目

(1) 地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の地域移行の促進

- ① 地域移行を推進するための取組
- ② 地域生活支援拠点等の機能の充実
- ③ 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化
- ④ 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等

(2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価

- ① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実
- ② 支援の実態に応じた報酬の見直し
- ③ 共同生活援助における支援の質の確保
- ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い
- ⑤ 地域の実態を踏まえた事業所指定

(3) 障害の重度化や障害者の高齢化など、地域のニーズへの対応

- ① 通院等介助等の対象要件の見直し
- ② 熟練従業者による同行支援の見直し
- ③ 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し
- ④ 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

(4) 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実

- ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
- ② ピアサポートの専門性の評価
- ③ 支給決定の更新の弾力化
- ④ 自立訓練（機能訓練）におけるリハビリテーション職の配置及び提供主体の拡充
- ⑤ リハビリテーション職の配置基準
- ⑥ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

(5) 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

- ① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化
- ② 医療等の多様なニーズへの対応

(6) 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

- ① 強度行動障害を有する児者の受入体制の強化
- ② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援
- ③ 行動援護における短時間の支援の評価
- ④ 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し
- ⑤ 重度障害者等包括支援における強度行動障害を有する児者などに対する支援

(7) 障害者の意思決定支援を推進するための方策

- ① 意思決定支援の推進
- ② 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

1 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備の推進を含めた障害者の地域移行の促進

① 地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを指定基準に規定する。
- 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、障害者支援施設の指定基準に
 - ・ 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - ・ 意向確認のマニュアルを作成していることを規定し、義務化する。令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに減算の対象とする。
- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価を行う。
- 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合、新たに加算で評価を行う。
- 施設入所支援、生活介護の基本報酬における利用定員ごとの報酬設定を、10人毎に設定する。
- 生活介護等の送迎加算において、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎を加算の対象とする。
- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。

② 地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進について、計画相談支援や地域移行支援等のサービスを一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等の委託を受けた相談支援事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて評価する。
- 平時からの情報連携を整えた短期入所及び通所系サービス事業所において、重度障害者の緊急時の受入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受入について、緊急短期入所受入加算の単位数を見直す。

③ 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化

- 障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、自立生活援助及び地域定着支援のサービスが利用できる対象者を明確化する。

④ 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等

- 利用者の支援の必要性に応じて、概ね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、基本報酬を見直す。
- 併設する相談支援事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助の人員基準を満たすこととする。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、他の日中活動系事業サービスと同様に、配置基準を60：1とする。
- 自立生活援助の実施主体の要件を、障害福祉サービス以外に居住支援法人等にも拡充する。

(2) グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価

① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対する支援を実施するため、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価する。
- グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する集中的な支援の実施や、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みとして、既存の類型の枠内において、一定の期間における集中的な支援を実施する事業所を評価する。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入などサービスの支援内容の実態や収支状況の調査結果を踏まえた見直しを行いつつ、サービス提供時間の実態に応じた報酬水準へと見直す。
- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

③ 共同生活援助における支援の質の確保

- 共同生活援助等の居住系サービスにおいて、支援の質を確保する観点から、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつ、各事業所に地域と連携する会議体を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を導入する。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする。
- 共同生活援助事業者において整備が義務付けられている会社に関する諸記録として、利用者から徴収した食材料費等にかかる記録が含まれることや、食材料費等として徴収した額については適切に管理すべき旨を改めて明示する。
- グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

- 重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて見直す。

⑤ 地域の実態を踏まえた事業所指定

- 地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方については、総量規制の在り方も含めて、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、引き続き検討する。

参考：介護保険サービスの運営推進会議の構成メンバー

- 1 利用者又はその家族
- 2 地域住民の代表者
- 3 当該サービスに知見を有する者
- 4 地域包括支援センター職員
- 5 地域の医療関係者（定期巡回・随時対応型訪問介護のみ）

(3) 障害の重度化や障害者の高齢化など、地域のニーズへの対応

① 通院等介助等の対象要件の見直し

- 居宅介護の通院等介助等について、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域生活支援事業の地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等についても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

② 熟練従業者による同行支援の見直し

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、そのような利用者の支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

市への事前届出が必要です

③ 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- 特定事業所加算の要件「良質な人材の確保」の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加し、専門的な支援技術を有する人材の配置について評価する。

④ 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

(4) 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

- 自立訓練における支援の質を担保するため、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

② ピアサポートの専門性の評価

- 自立訓練（機能訓練及び生活訓練）について、ピアサポートの専門性を評価する。

③ 支給決定の更新の弾力化

- 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように見直す。

④ 自立訓練（機能訓練）における提供主体の拡充

- 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（機能訓練）の提供を可能とする。

⑤ リハビリテーション職の配置基準

- 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護及び自立訓練（機能訓練）の人員配置基準として、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

⑥ 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害を有する者が適切にサービスを受けることができるよう、他の障害領域と同様に、高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置し、その旨を公表する相談支援事業所を評価する。
- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている自立訓練や就労支援等の通所サービスや共同生活援助等の居住サービスを評価する。

(5) 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、一定の人員体制や質を確保する事業所向けの機能強化型の基本報酬及び算定要件の見直しを行う。
- 主任相談支援専門員配置加算について、地域の相談支援の中核的な役割を担っている相談支援事業所において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業の従事者に対する助言指導等を担っている場合の評価を行う。
- 地域体制強化共同支援加算について、地域生活支援拠点等と連携し、かつ、協議会の構成員となっている相談支援事業所である場合についても対象に加える。
- 市町村毎のセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、自治体による障害福祉計画に基づく計画的な相談支援専門員の養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合を追加する。
- 対象者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する観点から、指定基準において、各サービスの個別支援計画について、相談支援事業所への情報提供を義務化する。

② 医療等の多様なニーズへの対応

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、多機関連携の推進や業務負担を適切に評価する観点から、加算の対象となる場面や業務、算定回数などの評価の見直しを行う。具体的には以下のとおり。
 - ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても評価する。
 - ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院への同行や関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とすることや、連携の対象に訪問看護の事業所を加えることや、算定回数などの評価の見直しを行う。
 - ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、評価の見直しを行う。
- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。
- 要医療児者支援体制加算等について、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所について、それ以外の事業所と差を設け、メリハリのある評価とする。

医療・保育・教育機関等連携加算（現行）
サービス利用支援の実施時において、障がい福祉サービス等以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合（利用者1人につき、1月に1回を限度）

集中支援加算（現行）
計画決定月及びモニタリング対象月以外の月に、障がい福祉サービス等の利用に関して、月2回以上の居宅等を訪問しての面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、他機関の主催する利用者の支援の検討等を行う会議へ参加した場合（それぞれ月1回を限度）

(6) 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する児者の受入体制の強化

- 強度行動障害を有する児者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、10点という区切りだけではなく、点数が非常に高い児者を受け入れて適切な支援を行った場合にも評価を行う。その際、各事業所において強度行動障害を有する児者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす人材（中核的人材）を配置した場合の評価を行う。
- 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を行う。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共にを行い環境調整を進めていく、いわゆる「集中的支援」について評価を行う。

③ 行動援護における短時間の支援の評価

- 行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定について見直しを行う。

④ 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- 特定事業所加算「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対する医療・教育等の関係機関の連携に関する要件を追加する。
- 特定事業所加算の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- 特定事業所加算の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者」を追加する。

⑤ 重度障害者等包括支援における強度行動障害を有する児者などに対する支援

- 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価を行う。
- 複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

(7) 障害者の意思決定支援を推進するための方策

① 意思決定支援の推進

- 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、事業者は、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない旨明記する。また、意思決定支援ガイドラインの内容（意思決定支援に必要なアセスメント、その結果を反映したサービス等利用計画等の作成及び記録等）を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

② 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

- 障害児支援において、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画や個別支援計画の作成、個別支援会議等の実施、支援の提供を進めることを求める。

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2 医療と福祉の連携の推進

基本的な考え方

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際のコミュニケーション支援の充実を図る。

主な改定項目

- (1) 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実
 - ① 医療的ケアが必要な者等の受入体制の拡充
- (2) 重度障害者が入院した際のコミュニケーション支援の充実
 - ① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大
 - ② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価
- (3) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上
 - ① 感染症発生時に備えた平時からの対応
 - ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応について
- (4) 相談支援と医療との連携のさらなる促進
 - ① 医療等の多様なニーズへの対応（P6再掲）

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

2 医療と福祉の連携の推進

(1) 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実

① 医療的ケアが必要な者等の受入体制の拡充

(生活介護)

- 医療的ケアが必要な者に対する体制や、医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。
- 医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等における複数職員による手厚い体制を評価するため、より手厚く人員を配置した場合の人員配置体制加算を含め、加算の在り方を見直す。
- 重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行う。

(障害者支援施設)

- 夜間看護体制加算について、入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。
- 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院支援について評価を行う。

(短期入所)

- 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を設ける。
- 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制の評価を行う。
- 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の評価を行う。
- 医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とする。

(2) 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

- 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

- 特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護事業所の従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、事業所の職員と医療機関の職員とが事前調整を行い、連携した支援を行う場合について評価する。

(3) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

① 感染症発生時に備えた平時からの対応

- 障害者支援施設等について、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務とする。
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務づける。
- 感染症発生時における施設内感染の防止等のため、以下について評価を行う。
 - ・ 協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ・ 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携し、施設において療養していること
 - ・ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- また、感染対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応について

- 感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。
- 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する仕組みとする。

(4) 相談支援と医療との連携のさらなる促進

① 医療等の多様なニーズへの対応 (P6再掲)

I. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

3 精神障害者の地域生活の包括的な支援

基本的な考え方

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

主な改定項目

- (1) 地域生活支援拠点等の機能の充実（P 3再掲）
- (2) 自立生活援助及び地域定着支援の対象者の明確化（P 3再掲）
- (3) 自立生活援助におけるサービス提供体制の推進等（P 3再掲）
- (4) グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（P 4再掲）
- (5) グループホームにおける支援の実態に応じた報酬の見直し（P 4再掲）
- (6) 自立訓練におけるピアサポートの専門性の評価（P 5再掲）
- (7) 相談支援と医療との連携のさらなる促進（P 6再掲）
- (8) 多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価
※ 診療報酬改定の具体については、中央社会保険医療協議会において議論

Ⅱ. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

基本的な考え方

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。
- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。
- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える。

主な改定項目

- (1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実
 - ① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備
 - ② 児童発達支援センターの機能・運営の強化
- (2) 質の高い発達支援の提供の推進
 - ① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等
 - ② 関係機関との連携の強化
 - ③ 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実
 - ① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実
 - ② 強度行動障害を有する児への支援の充実
 - ③ ケアニーズの高い児への支援の充実
 - ④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実
 - ⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- (4) 家族支援の充実
 - ① 家族への相談援助等の充実
 - ② 預かりニーズへの対応
- (5) インクルージョンの推進
 - ① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進
 - ② 保育所等訪問支援の充実
- (6) 障害児入所施設における支援の充実
 - ① 地域生活に向けた支援の充実
 - ② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進
 - ③ 支援ニーズの高い児への支援の充実
 - ④ 家族支援の充実
- (7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備
 - ① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化（P 6再掲）

II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

1 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

(1) 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

① 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。
一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を参考に設定するとともに、難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う。

② 児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所等が中核的な役割を担う場合に、中核拠点型のセンターの評価も参考に、一定の評価を行う。

(2) 質の高い発達支援の提供の推進

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
※「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所において、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施を2段階で評価する。
- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、基準において実施方法を明確化する。

② 関係機関との連携の強化

- 関係機関連携加算（I）について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。
- 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
※ 併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画（セルフプラン）を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

(2) 質の高い発達支援の提供の推進 (続き)

③ 将来の自立等に向けた支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。
- 放課後等デイサービスにおいて、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

※特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 認定特定行為業務従事者による支援についての評価の見直しを行う。
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所についての評価の見直しを行う。
- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。
- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。
- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重度心身障害児を追加する。
- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

② 強度行動障害を有する児への支援の充実

- 強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等デイサービスにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実する。

③ ケアニーズの高い児への支援の充実

- 個別サポート加算（Ⅱ）について、要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。
- 難聴児支援の充実を図る観点から、児童発達支援センターでの評価も参考に、人工内耳を装着している児に支援を行った場合の評価を行う。
- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、生活介護等での評価も参考に、意思疎通に関し専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。
- 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、放課後等デイサービス等での評価も参考に、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。
- 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）について、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

④ 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実

- 放課後等デイサービスにおいて、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援の充実

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、支援時間に下限を設定する。訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価を行う。（再掲）

(4) 家族支援の充実

※ 特に記載のないものは児童発達支援・放課後等デイサービス共通

① 家族への相談援助等の充実

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。
- 事業所内相談支援加算（事業所での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。
- きょうだいへの支援も促進されるよう、家庭連携加算及び事業所内相談支援加算において、きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化する。
- 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。
- 保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援について、児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。

② 預かりニーズへの対応

- 児童発達支援・放課後等デイサービスの基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
※ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

(5) インクルージョンの推進

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- 併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画等において具体的な取組等について記載しその実施を求める。
- 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組についても評価を行う。

② 保育所等訪問支援の充実

- 保育所等訪問支援において、効果的な支援を確保・促進する観点から、
 - ・ 訪問支援時間に下限を設定する。個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成・見直しを求める。
 - ・ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる保健・医療・教育・福祉等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。
 - ・ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。
 - ・ 児童発達支援や放課後等デイサービスの取組も参考に、自己評価・保護者評価、訪問先評価の実施・公表を求める。
- 訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。
- 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。
- 重症心身障害児や医療的ケア児、重度障害児等へ支援を行った場合に、他の障害児通所支援や障害児入所施設での評価も参考にした評価を行う。
また、強度行動障害を有する児について、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスでの評価も参考に、家族支援の評価の見直しを行う。（再掲）

(6) 障害児入所施設における支援の充実

① 地域生活に向けた支援の充実

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。
- 移行支援にあたっての関係機関との連携を強化する観点から、移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。
- 体験利用の活用を促進する観点から、強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等の支援を行った場合の評価を行う。
- 日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

② 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。
- より家庭的な環境による支援を促進する観点から、
 - ・ 小規模グループケア加算について、児童養護施設の取組も参考に、より小規模なケアの評価の見直しを行う。
 - ・ 小規模グループケア加算（サテライト型）について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。
- 福祉型障害児入所施設の基本報酬について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う。

③ 支援ニーズの高い児への支援の充実

- 強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。
- 被虐待児に対して医療等の関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

④ 家族支援の充実

- 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

(7) 障害児相談支援の適切な実施・質の向上や提供体制の整備

① 質の高い相談支援を提供するための充実・強化（P 6 再掲）

II. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

基本的な考え方

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さらに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。
- 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

主な改定項目

- (1) 就労移行支援事業の安定的な事業実施
 - ① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し
 - ② 支援計画会議実施加算の見直し
- (2) 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価
 - ① スコア方式による評価項目の見直し
 - ② 経営改善への取組状況による評価
- (3) 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価
 - ① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し
 - ② 平均工賃月額の算定方法の見直し
- (4) 就労定着支援の充実
 - ① スケールメリットを考慮した報酬の設定
 - ② 定着支援連携促進加算の見直し
 - ③ 支援終了の際の事業所の対応
 - ④ 実施主体の追加
 - ⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

- (5) 効率的な就労系障害福祉サービスの実施
 - ① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価
 - ② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応
 - ③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し
 - ④ 基礎的研修開始に伴う対応
 - ⑤ 施設外支援に関する事務処理の簡素化
- (6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施
 - ① 就労選択支援の対象者
 - ② 実施主体の要件
 - ③ 従事者の人員配置・要件
 - ④ 支給決定期間
 - ⑤ 就労選択支援の報酬体系
 - ⑥ 特別支援学校における取扱い
 - ⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い
 - ⑧ 中立性の確保
 - ⑨ 計画相談事業との連携・役割分担

Ⅱ. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

2 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

(1) 就労移行支援事業の安定的な事業実施

① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模と利用状況の実態に乖離が生じていることに鑑み、利用定員を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

② 支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

(2) 就労継続支援A型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

① スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目については、以下のように見直すとともに、事業所のスコアを公表する仕組みを設ける。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。

② 経営改善への取組状況による評価

- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

(3) 就労継続支援B型の工賃向上と効果的な取組の評価

① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬設定に見直す。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直す。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設する。
- 目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。

② 平均工賃月額の算定方法の見直し

- 事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

(4) 就労定着支援の充実

① スケールメリットを考慮した報酬の設定

- 就労定着支援事業所の実態に応じた報酬設定とするため、利用者数に応じた報酬設定ではなく、就労定着率のみを用いて算定する報酬体系とする。

② 定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。

③ 支援終了の際の事業所の対応

- 就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援体制の構築を十分に行わない場合は減算を設ける。

④ 実施主体の追加

- 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加する。

⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

- 就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、本体施設のサービス提供に支障がない場合、職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

(5) 効率的な就労系障害福祉サービスの実施

① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価

- 一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型のスコア評価項目となる平均労働時間及び就労継続支援B型の平均工賃月額算定から除く。

② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応

- 一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件について、改めて周知するとともに、支給申請の際に、利用条件に係る雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。加えて、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件を同様に明確化する。

③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し

- 地方公共団体の事務負担軽減のため、報酬請求にあたっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。

④ 基礎的研修開始に伴う対応

- 令和7年度より基礎的研修が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とする。ただし、基礎的研修を受講していない場合でも令和9年度までは経過措置として、指定基準を満たすものとして取り扱う。

⑤ 施設外支援に関する事務処理の簡素化

- 施設外支援における個別支援計画の見直しを、1月に1回とする。

(6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施

① 就労選択支援の対象者

- 令和7年10月以降から、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

② 実施主体の要件

- 障害者就労支援に一定の経験・実績を有し、地域における就労支援に係る社会資源や雇用事例などに関する情報提供が適切にでき、過去3年間において3人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている以下の事業者を実施主体とする。
 - ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県等が認める事業者

③ 従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援事業所には、就労選択支援員を配置することとし、就労選択支援の利用者に対するサービス提供時間に応じた配置とする。
- 就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合は、就労移行支援等の職員（就労移行支援等の利用定員の枠内に限る）及び管理者が兼務できる。
- 就労選択支援は短期間のサービスであり、個別支援計画の作成は不要であるため、サービス管理責任者の配置は求めない。
- 支援の質を担保する観点から、就労選択支援員養成研修の修了を就労選択支援員の要件とする。
- また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（令和7年度開始予定）を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

④ 支給決定期間

- 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- また、就労選択支援の内容のうち、「作業場面等を活用した状況把握」は、原則1か月の支給決定期間を踏まえ、2週間以内を基本とする。

⑤ 就労選択支援の報酬体系

- 就労選択支援の基本報酬も就労移行支援事業と同様に、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

(6) 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施（続き）

⑥ 特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、3年生以外の特別支援学校高等部の各学年で実施できることを可能とする。また、在学中に複数回実施することを可能とする。また、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い

- 就労選択支援で行う作業場面等を活用した状況把握と同様のアセスメントが、既に実施されている場合、就労選択支援事業者は、同様のアセスメントを活用できることとし、新たに作業場面等を活用した状況把握を実施せずともよいこととする。

⑧ 中立性の確保

- 就労選択支援の中立性を確保するため、以下の点について報酬告示や指定基準に規定する。
 - ・ 自法人が運営する就労系障害福祉サービス等へ利用者を誘導しない仕組み
 - ・ 必要以上に就労選択支援サービスを実施しない仕組み
 - ・ 障害福祉サービス事業者等からの利益収受の禁止
 - ・ 本人へ提供する情報に偏りや誤りがないようにするための仕組み

⑨ 計画相談事業との連携・役割分担

- 就労選択支援事業所と計画相談支援事業所は、本人の知識能力や希望も踏まえつつ、本人の自立した生活や将来の能力の向上を図るため、就労選択支援の利用前・利用中・利用後の場面でそれぞれ連携する。

Ⅲ. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

基本的な考え方

- 物価高騰、賃金上昇、支え手が減少する中での人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえ、利用者に必要なサービスを提供できるよう、処遇改善や現場における業務効率化を図るためのICTの活用等を推進していく。
- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

主な改定項目

- (1) 賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保策
 - ① 処遇改善加算の一本化
 - ② 処遇改善加算の対象サービスの追加
 - ③ 相談支援人材の確保
 - ④ 人員配置基準における治療との両立支援への配慮
- (2) サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICTなどの効率化等の方策
 - ① 障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和
 - ② 相談支援におけるICTの活用等
 - ③ 管理者の兼務範囲の明確化
 - ④ テレワークの取扱い
 - ⑤ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化
 - ⑥ 介護老人保健施設における医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減について
 - ⑦ 生活介護におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

- (3) サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価
 - ① 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
 - ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い
 - ③ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
 - ④ 生活介護におけるサービス提供時間ごとの報酬設定及びサービスの質の評価
 - ⑤ 情報公表制度について
- (4) 障害者虐待の防止・権利擁護
 - ① 障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底
 - ② 同性介助について
- (5) 経過措置への対応(食事提供体制加算等)
 - ① 食事提供体制加算の経過措置の取扱い
 - ② 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等
 - ③ 補足給付の基準費用額等について
 - ④ 行動援護のサービス提供責任者等に係る経過措置の延長
 - ⑤ 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止
 - ⑥ 業務継続に向けた取組の強化
 - ⑦ 地域区分について

Ⅲ. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

(1) 賃金上昇等を踏まえたサービスの安定的な提供のための人材確保策

① 処遇改善加算の一本化等について

- 処遇改善加算について、~~現行の各加算・区分の要件及び加算率を組み合わせる形で段階を設けた上で、一本化及び書類の簡素化を行う。~~現行3加算それぞれで異なっている職種間賃金配分ルールについては、「福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事務所内で柔軟な配分を認める」に統一する。
- あわせて、職場環境等要件に基づく取組について、取り組むべき項目等を増やすなど、より実効性のあるものとするよう見直しを行う。
- 令和5年度補正予算において、当面の対応として緊急に、福祉・介護職員の収入を2%程度（6千円相当）引き上げるための措置を実施。その上で、診療報酬・介護報酬の動向も踏まえながら、必要な処遇改善の水準の検討と合わせて、現場の方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築すべく、今後の予算編成過程で検討を行う。

② 処遇改善加算の対象サービスの追加

- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

③ 相談支援人材の確保

- 機能強化型の基本報酬を算定している相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

④ 人員配置基準における治療との両立支援への配慮

- 「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度を職員が利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱い、また、「常勤換算方法」の計算においても、週30時間以上の勤務を常勤換算1として取り扱うことを可能とする。

(2) サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の標準化、簡素化、ICTなどの効率化等の方策

① 障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和

- 障害者支援施設において、見守り機器を導入した上で入所者の支援を行っている施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和する。

② 相談支援におけるICTの活用等

- ICTの活用による業務の効率化を図るため、初回加算及び集中支援加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、オンラインによる面談の場合も算定可能とする。(ただし、月1回は対面による訪問を要件とする)
- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、ICTの活用等により、都道府県及び市町村が認める場合には、基準や報酬算定の柔軟な取扱いを認める。

③ 管理者の兼務範囲の明確化

- 管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。

④ テレワークの取扱い

- 管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能であることを示す。また、管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。

⑤ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化

- 令和5年度中にサービス類型ごとに、申請書等の標準様式等を作成する。また、地方公共団体に対して標準様式の活用を促し、令和6年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。

⑥ 生活介護におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

- リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

(3) サービス提供の実態やサービス内容・質に応じた評価

- ① 経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し
- ② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い
 - 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所に対して、更なる評価を行う。
- ③ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実
 - 生活介護において生活支援員や管理栄養士等の多職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合の評価を行う。
- ④ 生活介護におけるサービス提供時間ごとの報酬設定及びサービスの質の評価
 - 生活介護の基本報酬は営業時間で設定されているところ、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の報酬設定について、区分ごと及び利用定員規模別に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設けることとする。
 - 生活介護の質を適正に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と（Ⅲ）との併給を可能としつつ、報酬体系の見直しを行う。
- ⑤ 情報公表制度について
 - ~~障害福祉サービス等情報公表システム上、未公表となっている事業所への報酬上の対応を行う。~~また、指定の更新の際に指定権者が事業所情報の公表の有無を確実に確認することとする。

(4) 障害者虐待の防止・権利擁護

- ① 障害者虐待防止及び身体拘束適正化の徹底
 - ~~障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、現在の身体拘束廃止未実施減算を参考として、報酬上の対応を行う。~~
 - 身体拘束廃止未実施減算について、施設・居住系サービスについては、身体拘束適正化の徹底を図る観点から、介護保険制度の取組を参考とした減算額の見直しを行う。
- ② 同性介助について
 - 排泄介助や入浴介助等を提供することが想定される各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(5) 経過措置への対応等

① 食事提供体制加算の経過措置の取扱い

- 食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、
 - ・ 栄養士等が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケアステーション若しくは保健所等が栄養面について確認した献立であること
 - ・ 利用者の摂食量の記録をしていること
 - ・ 定期的な体重測定やBMIによる評価をしていることについて評価を行う。その上で、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点を踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。

② 児童発達支援センターにおける食事提供加算の経過措置の取扱い等

- 児童発達支援センターの食事提供加算の経過措置について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点から、
 - ・ 食事提供にあたり、栄養士等による栄養の観点からの助言・指導を受けること
 - ・ 利用児童の食事の摂取状況や身体的な成長の状況を踏まえて食事提供を行うこと
 - ・ 食事の内容や食事環境、食事の時間の過ごし方等について、食を通じた様々な体験ができるよう配慮すること
 - ・ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする。その上で、他制度とのバランス等を踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
- 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。

③ 補足給付について

- 「基準費用額」（食費・光熱費）については、障害福祉サービス等経営実態調査等や、診療報酬及び介護報酬における食費等の取扱いとのバランスにも留意の上で見直す。

④ 行動援護のサービス提供責任者等に係る経過措置の延長

- 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件に、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置を設けているが、これを令和8年度末まで延長し、その後廃止する。

⑤ 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

- サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を廃止する。

⑥ 業務継続に向けた取組の強化

- 障害福祉サービスにおいても、介護報酬と同様、感染症もしくは自然災害のいずれかの業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

令和3年度に策定義務化。令和6年3月までの経過措置あり

⑦ 地域区分について

- 地域区分については、介護報酬における令和6年度報酬改定の内容を含め、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とする。（平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置を適用している自治体において、当該自治体の意向により令和8年度末まで延長。）
- また、平成30年度報酬改定時以降に介護報酬と同じ区分に変更した自治体に対しても改めて意向を確認した上で、従前の区分を選択できるように見直す（令和8年度末までの適用）。

長岡京市では6級地（6%）から5級地（10%）へ引き上げ。障がい福祉サービス等報酬も合わせて引き上げる見込。